

# 特別支援教育

福島県養護教育センター

## 「本県における特別支援教育の動向と

## 養護教育センターの今後の取り組み」

福島県養護教育センター 所長 吉田雄二

平成19年4月から改正学校教育法のもと特別支援教育が本格実施となり3年を経過します。今年度は、新学習指導要領の移行措置が実施されています。小、中学校等の学習指導要領総則には、障がいのある児童生徒等の指導に関して、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の児童生徒等の状態等に応じた指導内容や指導方法を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わり、前回の改訂からさらに踏み込んだ内容が示されました。これは、各学校等において特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、個別の教育支援計画の作成と活用、地域の関係機関による連携した支援などにより、一人一人の教育的ニーズに即した具体的な指導や支援を充実させる必要性を示したものとと言えます。

本県においては、昨年9月に学校教育審議会による「今後の特別支援教育の在り方について」の答申が行われ、平成22年度を初年度とする第六次総合教育計画の特別支援教育に関わる施策にその提言が反映されました。第六次総合教育計画は、障がいのある子どもたちが『地域で共に学び、共に生きる』教育の推進を掲げ、その基本的方向性として以下の2点を示しています。

- 障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後において、一貫した支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携を深めることなどにより、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進める。
- 障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて、地域の幼稚園、小、中学校、高等学校、特別支援学校において学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育の理解の促進などにより、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進める。

これらの基本的方向性を踏まえ、本センターとしてのアクションプランを作成し取り組むこととしました。その概要は以下のとおりです。

- 1 相談・研修・研究のスーパーバイズとしての機能を発揮し、各教育事務所や特別支援学校と連携を図りながら地域における支援体制の整備・充実と人材育成の支援を行います。特に、市町村教育委員会主催で行う研修の企画支援や指定地域における相談支援体制のモデル提示などをおして、地域の特別支援教育の推進・充実を担える人材育成を支援します。

.....

- 2 総合療育センター、発達障がい者支援センターとの連携による高い専門性を有する相談の場としての合同相談会の充実を図るとともに、それぞれのセンターが実施している地域における相談支援事業等に参画するなどにより、子どもや保護者、教員等に対して教育、医療、福祉の連携による総合的な支援を行います。
- 3 最新の情報を随時提供するとともに、専門研修講座の実施報告や研究等を教育実践に活用できるよう情報発信機能としての Web ページの充実を図り、教員の専門性の向上と特別支援教育の理解・啓発に寄与します。
- 4 幼稚園、小、中学校、高等学校における特別支援教育の充実に向けて、発達障がい等の特別な教育的ニーズのある幼児、児童生徒への対応を各教育事務所や特別支援学校との連携を密にしながら支援します。また、個々の教員の専門性の向上を図る研修を実施します。

(1) 幼稚園については、教員を対象にした専門研修講座を開設し、発達障がいを含む各種障がいの理解や対応をより実践的に深め、個別の教育支援計画の作成と小学校への移行支援に関する研修を実施します。また、早期における支援体制について、市町村やプロジェクト研究等の成果をモデルとして提供します。

(2) 小、中学校、高等学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの育成を図ります。職能研修において特別支援教育全般に関する基礎・基本やコーディネーターとしての役割等に関する研修を行うとともに、専門研修講座においては個別の教育支援計画の作成と活用や関係機関と連携の在り方等コーディネーターとして必要な専門性を高める研修を実施します。

また、発達障がいを含む障がいのある子どもが在籍する通常の学級における授業力向上を図るため、専門研修講座の充実を図るとともに、特別支援教育の視点を生かした授業づくりについてプロジェクト研究の成果をモデルとして提供します。

さらに、支援員の効果的な活用について、個別の教育支援計画をもとに校内で組織的に一貫して取り組むための支援モデルを提示します。

(3) 特別支援学校における教育実践とセンター的機能の充実に向けて、当センターがセンター・オブ・センターとしての役割を担い、各特別支援学校の実状に応じて研修や研究を支援するとともに、全ての教員が自己の専門性を高め質の高い教育実践が可能となる資質や能力を身につけられる研修を行います。

専門研修講座においては、教育課程や障がい種ごとの講座を設け、より専門的な視点に立って幼児、児童生徒を理解する力や授業力を身につけられるようにします。

また、知的障がい特別支援学校の課題となっている自閉症児や重度・重複障がい児の指導について調査・研究を行い、それらに関する各学校の課題を明らかにし、自立活動の指導の充実を視点に特別支援学校と連携した研究を通して各学校の指導力の向上を図ります。

さらに、センター的機能の充実を図るため、教育事務所単位で行う特別支援学校地域支援連絡会や要請に基づく特別支援学校のケース検討会等に参加し、地域支援を担当する教員に対して教育相談の進め方、保護者への対応、関係機関との連携等について助言を行い、支援が必要な子どもを就学前から一貫した支援ができるように支援します。併せて、地域支援を担う教員やコーディネーターを対象にした研修を充実させ、小、中学校等の教員を支援できる専門性と資質を高めます。



## プロジェクト研究報告

### プロジェクト研究Ⅰ

#### 「早期からの子どものニーズに応じた子育てを目指して」

本研究は、小学校入学を前にした4・5歳児一人一人の子どもの育ちを支えるために必要な支援内容や効果的な連携の在り方について、三春町での実践（5歳児健診及び就学に向けての具体的な取り組み）も踏まえながら、明らかにすることがねらいです。

4・5歳は集団の中でかかわり、やり取りを繰り返して育っていく時期です。そのなかで、「気になる子」への対応が幼稚園・保育所の現場において大きな課題となっています。

当センターは、三春町での5歳児健診後の幼稚園・保育所支援にかかわってきました。そのかかわりを通し、望ましい支援の在り方として、各機関（幼稚園・保育所、保健、教育機関など）がそれぞれの専門性を発揮した上で連携を図ることが大切であることが分かりました。まず、それぞれができることをやってみることから支援はスタートするということです。その上で関係機関が連携し、必要な支援を一緒に考えていくことで効果的な支援につながっていくものと考えます。

※詳細については、「研究紀要第24号」をご覧ください。



### プロジェクト研究Ⅱ

#### 「一人一人の認知特性をベースにした指導の充実を目指して」

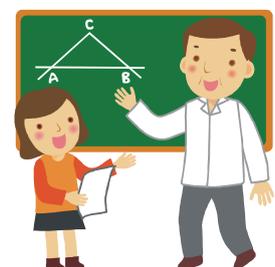
本研究は、小・中学校の通常の学級において、発達障がい等を含めた支援が必要な子どもに対して、集団の授業づくりの中で生かせる支援や配慮があることを広く学校現場に啓発していくことがねらいです。

「認知特性をベースにした指導」とは、子ども自身の『とらえにくさを考慮した指導』を指し、個別の配慮にとどまらず、集団の教育力も生かしながら一人一人を大切にしたいどの子どもにもわかりやすい授業づくりがこれまで以上に大切であるとの考えから、研究を進めました。

具体的には、田村市立船引小学校の協力を得ながら、授業研究を通して「わかる授業」のための授業研究会のあり方を追究し、「授業研究会モデル・試案」を作成するに至りました。

その結果、支援を要する子どものみを支援するという発想ではなく、集団に対して「本時で身につけさせたい力が明確で、子どもの『とらえにくさを考慮した指導』を取り入れることにより、どの子どもにも『わかる授業』になることがわかりました。

※詳細については、「研究紀要第24号」をご覧ください。



## 市町村教育委員会企画支援事業報告

当センターでは、各市町村教育委員会主催の特別支援教育に関する研修会等への支援を行っています。本年度の主な支援事業の中から特別支援教育コーディネーター研修会と特別支援教育支援員研修会について紹介いたします。

### 1 特徴的な研修会を行っている市町村例

#### (1) A町教育委員会

研修会	参加者	実施方法	特徴
特別支援教育コーディネーター研修会 時期：7月、10月、午後から半日 内容：講義および協議 支援担当：養護教育センター所員	19名	町内の幼稚園・保育所、小・中学校、特別支援学校のコーディネーターが具体的な活動、相談・医療機関との連携について研修を企画	幼稚園・保育所と小・中学校が一同に会する機会となり、特別支援学校との連携にもつながる。
特別支援教育支援員研修会 時期：7月午前半日（上記と同日） 内容：配置校への巡回研修・相談 支援担当：養護教育センター所員	4名	特別支援教育支援員が配置されている3つの小・中学校へ巡回し、授業参観後に支援員や担任と協議を企画	授業参観後に協議したため、子どもへの具体的な対応について話し合うことができる。

#### (2) B町教育委員会

研修会	参加者	実施方法	特徴
特別支援教育支援員研修会 時期：8月の夏季休業日半日 内容：講義および事例検討 支援担当：養護教育センター所員	10名	町内の支援員4名と、特別支援学級担任やコーディネーター等が参加し、講義と事例検討を企画	支援員が所属する学級担任が参加し、支援員の具体的活用について協議することができる。

#### (3) C市教育委員会

研修会	参加者	実施方法	特徴
特別支援教育コーディネーター研修会 時期：8月の夏季休業日一日 内容：講義および協議 支援担当：教育事務所指導主事 養護教育センター所員	41名	町内の支援員4名と、特別支援学級担任やコーディネーター等が参加し、講義と事例検討を企画 講義には、各校からのニーズが高かった知能検査の研修を含む	事前資料の内容や知能検査の研修の進め方等、研修プランを教育委員会とセンターで検討しニーズに応じた内容を実施できる

### 2 市町村教育委員会企画支援のこれから

特別支援教育コーディネーター研修会では、研修後の連携を視野に入れ、協議班を中学校区にして実施した教育委員会があります。幼・小・中学校の連携を図るため、各校の事例資料を事前に提出して協議を行いました。特別支援教育コーディネーター研修会では、児童生徒の一貫した支援のために「個別の教育支援計画」等を活用して、何が必要であるかを中心に検討できるように企画することが重要です。

特別支援教育支援員研修会では、各市町村とも支援員のための旅費が少ないために、研修会の実施が難しい場合が多いと思われます。教育委員会の中には、養護教育センターが各学校を巡回して具体的な支援を提案したり、担任と支援員と一緒に夏季休業中に研修会を行ったりするなど、地域の実情に合わせて実施していくことが大切です。

今後も、養護教育センターは、各市町村教育委員会の研修会を支援します。企画立案から協力いたしますので、お気軽にご連絡ください。



# 自主研修講座報告

当センターでは、講師の先生方を含め、専門研修講座に参加しにくい先生方のために、「自主研修講座(チャレンジセミナー)」を開催しました。

講座の内容及び参加人数については次のとおりです。

## 1 講座内容・参加人数

	期日・回数	講座名・内容	参加人数
1	5月30日(土) 午前(9:30~12:00)	<レベルアップ!学級づくり> ワークショップによる協議・演習を通して、一人一人に配慮した学級づくりの大切な視点を学び合う。	4
2	6月20日(土) 午前(9:30~12:00) 午後(13:00~15:30)	<プチ・マスター!心理検査> WISC-III、S-M社会生活能力検査等の心理検査について、その特徴や結果の初歩的な見方を習得し、今後の指導への生かし方を学び合う。	22 12
3	8月10日(月) 午前(9:30~12:00) 午後(13:00~15:30)	<レベルアップ!記録と評価> 新学習指導要領における個別の指導計画に基づいた、よりよい記録の方法や評価の仕方を学び合う。	17 10
4	8月11日(火) 一日(9:30~15:30)	<チャレンジアップ!ケース検討会> 個々に持ち寄った事例をもとに、今後の指導に生かすためのケース検討を子どもと教師の関係性の視点から具体的に検討する。	11
5	9月26日(土) 午前(9:30~12:00) 午後(13:00~15:30)	<スキルアップ!教材・教具の活用> 日々の実践に活用でき、簡単で魅力的な教材・教具を作製する。	14 3
6	10月24日(土) 午前(9:30~12:00) 午後(13:00~15:30)	<先取り!22年度、教育課程> 新学習指導要領に基づいた年間指導計画や単元の展開案等、教育課程編成について学び合う。	8 5

## 2 自主研修講座の様子及び参加者からの感想

		
<p>レベルアップ!学級づくり</p> <p>○初めて特別支援学級を持ったので、少しでも情報がほしいと参加しました。 ○苦勞している点や実践の様子などについて、話を聞くことができ、とても参考になりました。 ○教材や授業スタイルなどの基本的なことが確認できてとても勉強になりました。</p>	<p>プチ・マスター!心理検査</p> <p>○検査の結果がすべてではなく、実際の行動とあわせて考えなければならぬという話を聞き、子どもの様子をしっかりと見ることが基本であることを改めて感じました。 ○一つ一つの検査が何の力を見るのかが具体的に分かり、普段の授業や教育活動の中に取り入れられそうです。</p>	<p>スキルアップ!教材・教具の活用 (タイムエイドの作成風景)</p> <p>○どうしても日々の中では教材教具に目を向ける時間がないのでよい機会となりました。 ○市販の時計で簡単にタイムエイド作ることができることが分かりました。また、その他教材教具の作成手順や例などを紹介していただき大変参考になりました。</p>

### 「指導」と「支援」について

最近、特別支援学校の教員がまとめた事例研究を見ると、「支援の探求」がテーマになっているものが多いことに気付く。例えば「A児のコミュニケーション能力を高めるための支援について」というようなテーマである。だが、これは、本当に支援ということばでいいのだろうか、という疑問がわいてくる。一昔前までは、「指導の探求」がテーマになっていたはずである。長年そのことに親しんできた人間にとっては、「指導」ということばの多くが「支援」ということばにかわりつつある危機感を感じざるを得ない。

国語辞書には、「指導」は「ある目的・方向に向かって教え導くこと。」「支援」は「力を貸して助けること。」と、載っている。私は、この「教え導くこと」＝指導すべきことが教育の核心にあって、子どもの発達や成長の度合い等に応じて側面的に子どもや家族を支えるものが教育現場における支援であると考え。事例研究の内容を読み返しても、教え導くという指導方法についての研究内容が主になっているので、やはり「指導の探求」がテーマとして適切ではないかと強く思うのである。実際にこのテーマを掲げて研究した教員が、そこまで意識して使っているのではないかもしれないが、特別支援学校の教員だからこそ、「指導」と「支援」の違いをきちんとおさえて、使い分けていく必要があるのではないかと思う。

ご存じのように、特別支援教育は自立や社会参加に向けた子どもの一人一人の主体性を支える教育である。そのために、子どもの教育的ニーズを把握して適切な指導及び支援を行うものである。そして、それらを具現化したものが「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」であり、我々はその計画に基づいて指導や支援を行っている。当然、事例研究において「支援の探求」がテーマになっていても問題はないのだが、先に記述したように「教え導くこと」は支援ではなく「指導」である。そこをすべて、支援ということばで締めくくってしまうことは危険ではないだろうか。

「指導及び支援」と言った場合、指導と支援を同じ意味合いのことばとして捉えるのではなく、子どもの教育的ニーズに基づいて、何を指導して何を支援していくのかを明らかにしていくことが大切ではないだろうか。

